

鳥取県私立高等学校等総合支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等総合支援金（以下「本支援金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、知事が鳥取県に所在する次の私立高等学校等に在学し、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給権者である生徒が、私立高等学校等の授業料及びその他の納付金（以下「授業料等」という。）と就学支援金との差額に充てるために支援金の支給を受けることができることとすることにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の更なる軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として交付する。

ただし、その他の納付金に充てるための支給を受ける場合にあっては、次の（1）に該当する生徒のみを対象とする。

- (1) 鳥取県内の私立高等学校に在籍する生徒
- (2) 広域通信制高等学校に在籍し、かつ、鳥取県内において学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に基づく指定技能教育施設（以下「技能教育施設」という。）である私立専修学校に在籍する生徒
- (3) 鳥取県内の私立専修学校（高等課程）に在籍する生徒（高等学校又は専修学校を卒業した者を除く。）

(支援金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、就学支援金の支給の対象者のうち、別に定めるところにより、本支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた生徒（以下「受給権者」という。）に代わって本支援金を受領し、その有する受給権者の授業料等に係る債務の弁済に充てる事業（以下「支援事業」という。）を行う私立高等学校等の設置者である学校法人（以下単に「学校法人」という。）に対し、予算の範囲内で本支援金を交付する。

2 本支援金の支給を受ける資格を有する者は、保護者等（別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める者をいう。）が、次の区分に該当する者とする。

- (1) 生活保護世帯の者
- (2) 市町村民税所得割額が0円（非課税）である者
- (3) 市町村民税の課税標準額に6/100を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）を引いた額が154,500円以上209,700円未満である者
- (4) 市町村民税の課税標準額に6/100を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）を引いた額が209,700円以上263,700円未満である者

3 本支援金の額は、その年度における支援事業による学校法人の授業料等債権への充当額（支援事業による受給権者が該当する受給権者の区分に応じて別表第2に定める額を限度とする。）の合算額以下とする。

(適用除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、原則として本支援金を交付しない。

- (1) 学校法人の役員又は教職員の間において訴訟その他の紛争があり、当該学校法人又は私立高等学校等の適正な運営が期しがたい場合
- (2) 学校法人の財政事情が極度に窮迫して、破産宣告、銀行取引停止処分等を受けた場合
- (3) 学校法人が法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は当該学校法人の寄付行為に違反した場合
- (4) その他私立高等学校等の管理が著しく適正を欠いている場合

(交付申請の時期等)

第5条 本支援金の交付申請は、知事が別に定める日までに交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本支援金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

2 本支援金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本支援金の増額又は2割以上の減額に係る変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、支援事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度7月分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	内 容
受給権者に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は受給権者がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）がいる場合	当該保護者
受給権者に保護者がいない場合	当該受給権者（当該受給権者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

別表第 2 (第 3 条関係)

1 受給権者の区分	2 限度額	
	授業料	その他の納付金（※）
生活保護世帯である受給権者	-	1 人月額 7,200 円又は各校で定める額のいずれか低い額
保護者等の市町村民税所得割額が 0 円（非課税）である受給権者	-	1 人月額 3,600 円又は各校で定める額のいずれか低い額
保護者等の市町村民税の課税標準額に 6/100 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）を引いた額が 154,500 円以上 209,700 円未満である受給権者	（全日制） 1 人月額 19,800 円又は授業料の額のいずれか低い額から 9,900 円を除いた額 （通信制） 1 人月額 4,812 円又は授業料の額から就学支援金を除いた額のいずれか低い額	-
保護者等の市町村民税の課税標準額に 6/100 を乗じた額から市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額）を引いた額が 209,700 円以上 263,700 円未満である受給権者	（全日制） 1 人月額 14,850 円又は授業料の額のいずれか低い額から 9,900 円を除いた額 （通信制） 1 人月額 2,406 円又は授業料の額から就学支援金を除いた額のいずれか低い額	-

（※）施設設備費、施設費、施設設備拡充費、教育振興費、教育充実費、教育振興充実費、図書費又は実験実習費（授業料と同等に毎月納付が必要なもの又は月額が決まっているものに限る。）

鳥取県私立高等学校等総合支援金事務取扱要領

令和2年4月1日 制定
令和2年7月1日 改正
令和2年7月21日 改正
令和3年4月1日 改正

鳥取県私立高等学校等総合支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1項及び第9条により、要綱の施行に必要な事務の取扱は、次のとおりとする。

1 補助金の交付手続について

- (1) 補助金の交付手続については、交付要綱によること。
- (2) 補助金の支払は、高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金制度」という。）と同様に行うこととし、交付手続に係る標準的なスケジュールは以下のとおりとする。

4月	交付申請書の提出	【学校→県】
	交付決定	【県→学校】
7月	変更承認申請の提出	【学校→県】
	変更交付決定	【県→学校】
7月、10月	所要見込額調査（対象者数及び所要見込額）	
	※当該年度の執行計画及び翌年度予算要求の参考に使用。	
3月	実績報告書の提出	【学校→県】
翌年度4月	額の確定	【県→学校】
	※支払方法は、別途協議。	

2 制度の概要について

(1) 対象となる学校

補助金の交付対象となる学校は、県内の私立高等学校及び専修学校高等課程（以下「私立高等学校等」という。）とする。

(2) 対象となる者

補助金の算定対象となる者は、(1)の私立高等学校等に在学する高等学校等就学支援金の受給権者とする。

(3) 支給期間

鳥取県私立高等学校等総合支援金（以下「本支援金」という。）の支給期間は、就学支援金制度と同様の考え方とする。

(4) 受給資格の認定等

本支援金の支給を受けようとするときは、鳥取県私立高等学校等総合支援金意向確認書（以下「意向確認書」という。）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の生活保護受給者証、個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）または市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）、知事に当該高等学校等における就学に係る本支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

知事は、上記の申請を受け、認定をしたとき又は認定をしなかったときは、申請を行った者に対し、その者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、通知するものとする。

認定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、氏名を変更したときは、その旨をその者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、速やかに知事に届けるものとする。

当該認定に係る私立高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る本支援金の支給を受ける事由が消滅したとき(当該受給権者が私立高等学校等を卒業したときを除く。)は、その旨を速やかに知事に届けるものとする。

知事は、上記の届出があったときは、その旨を当該届出に係る受給権者であった者に対し、支給対象となる私立高等学校等の設置者を通じて、通知するものとする。

(5) 所得に応じた支給

本支援金は、受給権者がその初日において支給対象となる私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとする。

知事は、各年度における最初の本支援金を支給したときは、本支援金の額を、支給対象となる私立高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知するものとする。

なお、(4)の認定は、下表の基準により判断し本支援金を支給するものとする。

受給権者の区分	限度額	
	授業料	その他の納付金(※)
生活保護世帯である受給権者	-	1人月額7,200円又は各校で定める額のいずれか低い額
保護者等の市町村民税所得割額が0円(非課税)である受給権者	-	1人月額3,600円又は各校で定める額のいずれか低い額
保護者等の市町村民税の課税標準額に6/100を乗じた額から市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)を引いた額が154,500円以上209,700円未満である受給権者	(全日制) 1人月額19,800円又は授業料の額のいずれか低い額から9,900円を除いた額 (通信制) 1人月額4,812円又は授業料の額から就学支援金を除いた額のいずれか低い額	-
保護者等の市町村民税の課税標準額に6/100を乗じた額から市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)を引いた額が209,700円以上263,700円未満である受給権者	(全日制) 1人月額14,850円又は授業料の額のいずれか低い額から9,900円を除いた額 (通信制) 1人月額2,406円又は授業料の額から就学支援金を除いた額のいずれか低い額	-

(※) 施設設備費、施設費、施設設備拡充費、教育振興費、教育充実費、教育振興充実費、図書費又は実験実習費(授業料と同等に毎月納付が必要なもの又は月額が決まっているものに限る。)

(6) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者が、毎年度、県の定める日までに、個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付した意向確認書を、必要に応じて、支給対象高等学校等を経由して、県に提出するものとする。

なお、受給権者は、受給権者に係る保護者等について変更があったときは、意向確認書を支給対象となる私立高等学校等の設置者を通じて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

(7)休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、本支援金の支給の停止を、当該支給対象となる私立高等学校等を経由して、県に申し出ることができる。

ただし、県において、支給の停止を行わないこととした場合はこの限りでない。

(8)代理受領

支給対象となる私立高等学校等の設置者は、就学支援金制度と同様に、受給権者に代わって本支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

(9)授業料及びその他の納付金の額の提出等

支給対象となる私立高等学校等の設置者は、学則その他の当該私立高等学校等の授業料及びその他の納付金の額を証明する書類の写しを知事に提出するものとする。当該授業料等の額を変更したときも、同様とする。